



2019年9月3日
イオン株式会社
北海道電力株式会社

イオン、北海道電力「災害時における相互支援に関する協定」の締結について

イオン株式会社(本社:千葉市、取締役兼代表執行役社長:岡田 元也、以下「イオン」)と北海道電力株式会社(本社:札幌市、代表取締役社長:藤井 裕、以下「北海道電力」)は、本日、大規模災害が発生した際に両社が協力して被災者支援にあたることを定めた「災害時における相互支援に関する協定」を締結しました。

本協定により、大規模災害発生時にイオンは北海道電力に対して、支援物資の提供および復旧拠点設営用のスペースの貸与を行います。また、北海道電力はイオンからの要請に基づき、イオンの施設およびイオンが設置した一時避難場所への電力供給を、各設備の被害・復旧状況を勘案しながら、可能な範囲で実施します。

イオンは、有事の際も地域のお客さまの暮らしを支え、社会インフラの役割を果たすべく、これまでも巨大地震や津波を想定した大規模な防災訓練を継続的に実施するなど、事業継続に備える取り組みを積極的に進めてまいりました。また、2016年3月には、東日本大震災以降の防災への取り組みを踏まえ、「イオングループBCM(事業継続マネジメント)5カ年計画」を策定し、「情報システム」「施設」「商品・物流」「訓練」「外部連携」の5つを重点分野としてBCMを推進しています。

北海道電力は、日頃より電力設備の保守・点検作業等を通じて、電力の安定供給に努めるとともに、大規模災害を想定した訓練を定期的に行うなど、災害時の対応力強化を行ってまいりました。また、災害復旧への支援体制を強化するため、様々な分野との連携を進めています。

内閣総理大臣から指定公共機関[※]に認定されている両社は、本協定の締結により、大規模災害発生時の支援活動を円滑に行い、地域社会へのさらなる貢献を目指しています。

今後も、イオンと北海道電力は、地域のお客さまの暮らしを支える企業としての社会的責任を果たしてまいります。

※指定公共機関:災害時に国の要請に応じて、ライフラインの復旧や支援物資の輸送などの緊急支援を行う機関で、災害対策基本法に基づいて指定される。

1. 協定の概要

- (1) イオンと北海道電力は、相互の密接な連携・協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図り、災害復旧対策について円滑に実施する。
- (2) 地震等による大規模災害が発生した場合、イオンは北海道電力からの要請に基づき、災害復旧要員向けの支援物資(食糧、日用品等)の提供および復旧拠点設営用のスペースとして駐車場の貸与を行う。また、北海道電力はイオンからの要請に基づき、イオンの施設およびイオンが設置した一時避難場所への電力供給について、各設備の被害・復旧状況を勘案しながら、可能な範囲で対応する。
- (3) 両社は相互支援を円滑に実施するため、平常時から相互の連絡体制の交換や必要に応じて訓練を行う。

2. 協定締結日

2019年9月3日(火)